

令和 8 年度

福岡市奨学金案内

公益財団法人福岡市教育振興会

福岡市中央区天神 1 丁目 8 番 1 号

福岡市役所行政棟 6 階

TEL 092-721-1709 Fax 092-721-1739

お問い合わせ受付時間 9:00～17:00（土日祝、年末年始除く）

目 次

【項 目】		【ページ】
1	はじめに	1
2	申込資格（外国籍の方の在留資格について）	2
3	他の奨学金との併給	2
4	貸与金額	3
5	貸与期間	3
6	申込方法・申込期限	3
7	申込みに必要な書類	4・5・6
8	選考・選考基準	7
9	選考結果通知	8
10	借用手続き	8
11	採用されなかった場合等の提出書類の取扱い	8
12	借用手続期間	9
13	貸与の停止および廃止	10
14	本会への届出	10
15	奨学生の学業および生活状況の確認	10
16	返還	11・12
17	奨学生願書の記入について（表面）	13
18	奨学生願書の記入について（裏面）	14
19	Q & A	21

【様 式】		【ページ】
様式A	退職証明書	15
様式B	年収（見込）額証明書	17
様式C	開業収入計算書（証明）	19

1 はじめに

福岡市教育振興会の奨学金制度は、高等学校等に在学し、まじめに勉学する者で、学費の支払いが困難と認められる生徒に対し奨学金を貸与するものです。

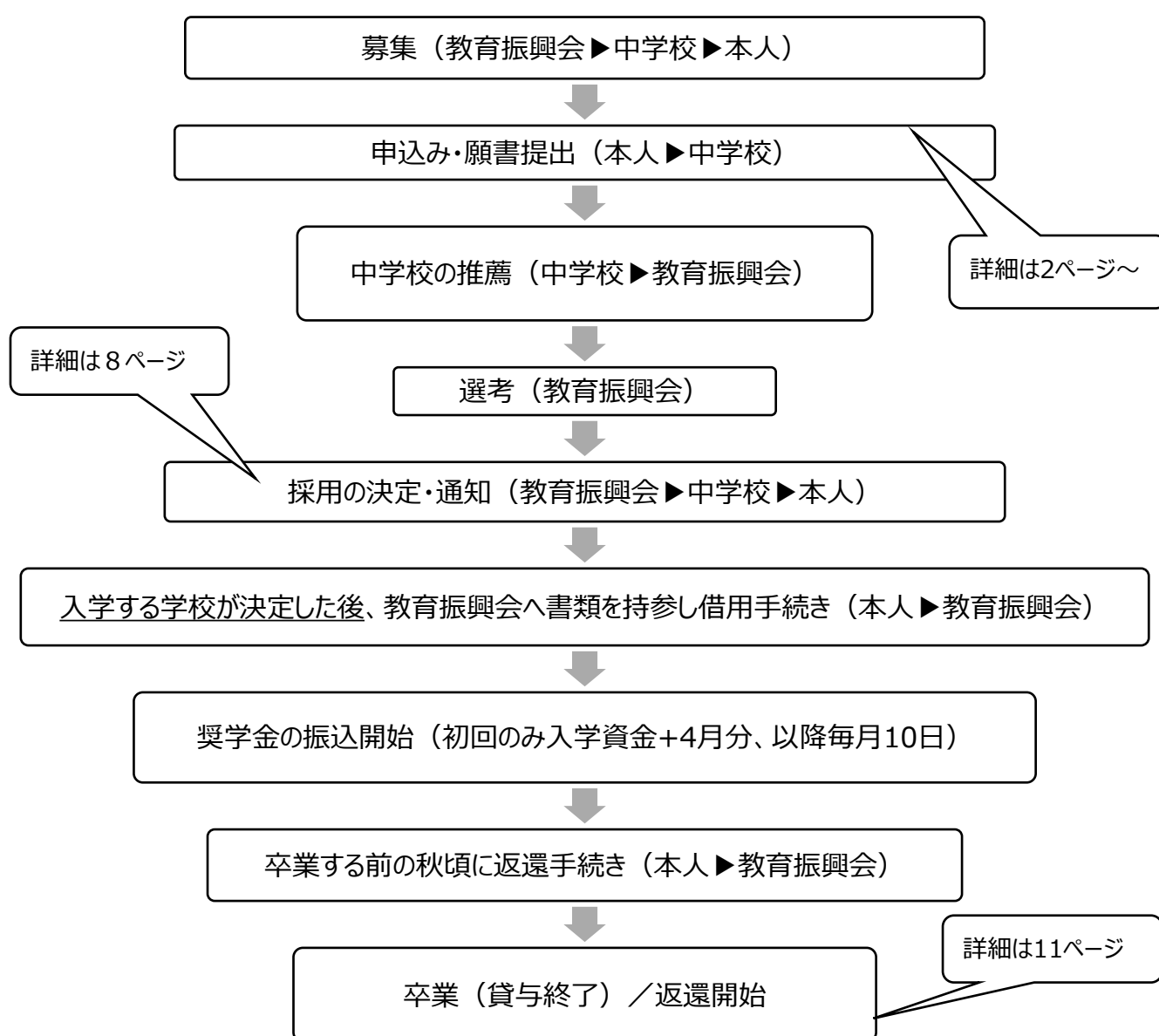
この制度を活用し、勉学に励んでいただくことを願っております。

一方、貸与する奨学金は、あなた自身が借りるものであり、高等学校等を卒業後は返還が始まります。

この返還金が次の奨学生への奨学金となります。

将来の返還のことも充分考えた上で、申込みをご検討いただきますようお願いいたします。

●奨学金の申込みから返還開始までの流れ●



2 申込資格

- ① **保護者が福岡市民**で、令和8年4月に**福岡県内**の高等学校（通信制課程は福岡県外を含む）、高等専門学校、専修学校高等課程、特別支援学校高等部へ進学を希望し、まじめに勉学する者で、学費の支払いが困難な人。

*** 専修学校高等課程とは ****

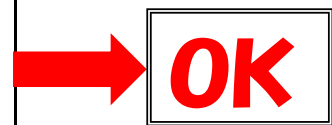
大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者の指定に規定する文部科学大臣の指定を受けた課程に限る。

（例）福岡有朋高等専修学校、福岡スクールオブミュージック＆ダンス専門学校（高等課程）、福岡ECO動物海洋専門学校（高等課程）、福岡ベルエポック美容専門学校（高等課程）、ASOポップカルチャー専門学校（高等課程）、東京国際ビジネスカレッジ福岡校（高等課程）等

- ② 外国籍の生徒の申込みは**下記の在留資格（status of residence）**がある人に限ります。

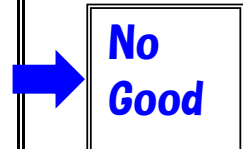
※**借用手続き時に**「在留カード」・「住民票の写し」等で**在留資格を確認**させていただきます。

- ・ 法定特別永住者（Statutory Special Permanent Resident）
- ・ 永住者（Permanent Resident）
- ・ 定住者（Long-Term Resident） ※将来永住する意思のある方に限る



借用手続き時に在留資格がない場合は、採用内定を取り消します。

You do not have the necessary residence status
at the time of signing the contract
（契約時に必要な在留資格を持ってない）



● 家族に返還金を滞納している人がいる場合 ●

生徒の保護者または兄弟等に本会の奨学生で返還金を滞納している人がいる場合には、その滞納金を解消するか、本会へ返還の誓約書を提出していただきます。

3 他の奨学金との併給

本会の奨学金は、他の公共団体、法人等（福岡県教育文化奨学財団、母子父子寡婦福祉資金、あしなが育英会、社会福祉協議会等）の奨学金とは、

原則として併給（へいきゅう）することはできません。



在学高等学校長等をとおして、併給がないか確認します。

奨学金借用中に**併給が判明した場合は、本会の奨学金の貸与が廃止**となります。



4 貸与金額

- ① 奨学資金は、借用手続き時に希望の月額をお選びいただけます。
- ② 申込みは「入学資金と奨学資金」のセットのみです。どちらか片方のみの申込みはできません。

全日制 (3年)	入学資金（一律）	奨学資金（金額選択）	貸与総額
公立	50,000円	月額 18,000円	698,000円
		月額 15,000円	590,000円
		月額 10,000円	410,000円
私立	100,000円	月額 25,000円	1,000,000円
		月額 15,000円	640,000円
		月額 10,000円	460,000円

定時・通信制 (4年)	入学資金（一律）	奨学資金（金額選択）	貸与総額
公立	50,000円	月額 18,000円	914,000円
		月額 15,000円	770,000円
		月額 10,000円	530,000円
私立	100,000円	月額 25,000円	1,300,000円
		月額 15,000円	820,000円
		月額 10,000円	580,000円

高等専門学校 (5年)	入学資金（一律）	奨学資金（金額選択）	貸与総額
国立	50,000円	月額 18,000円	1,130,000円
		月額 15,000円	950,000円
		月額 10,000円	650,000円

5 貸与期間

※ 在学する学校の正規の修業年数です。

全日制高校	:	3年間	} 留年などによる 貸与期間の延長はありません。
定時制・通信制高校	:	4年間	
高等専門学校	:	5年間	

貸与中に休学、退学する場合は、貸与の停止または廃止を行います。

※ 詳しくは「貸与の停止および廃止」並びに「本会への届出」（10頁）を参照ください。

6 申込方法・申込期限 ※中学校をとおして行います

在学する中学校に提出ください。期限等の詳細は、在学する中学校に確認してください。

7 申込みに必要な書類（①～③は必須、④は該当者のみ）

①	提出チェックシート	不備がないか確認し、 ☒ をつけて奨学生願書と一緒に提出ください。
②	奨学生願書	記入方法は「1 3 頁～」と「別紙①記入見本」を参照ください。
③	添付書類 ※右記の⑦か⑧の いずれかの書類 	⑦ <u>令和7年度 所得証明書（2枚目の「追記事項」を含む）</u> の原本または写し ！ <u>生計を同一にしている保護者（父母等親権者）全員分</u> （例）親権者が2人の場合は父母分の2通、親権者が1人の場合は1通。 ※親権者以外の方の分は不要です。 ※交付申請の方法は「5 頁」を参照ください。 ！ 市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書は、収入判定ができませんので、代わりに添付することはできません。 ⑧ <u>保護受給証明書（世帯全員記載のもの）原本</u> ！ 生活保護世帯の場合、所得証明書は <u>不要</u>です。
④	その他の添付書類 ※該当者のみ	所得証明書では、わからない事情がある場合 「1 4 頁」を参照し、その事情を証明する書類を添付ください。

（注）所得証明書を含む添付書類は、受付後の返却はできませんので予めご了承ください。



令和7年度 所得証明書（2枚目の「追記事項」を含む）は
生計を同一にしている保護者（父母等親権者）全員分が必要です。

（例）親権者が2人の場合は父母分の2通、
親権者が1人の場合は1通。 ※ 親権者以外の方の分は不要です。



所得証明書1枚目に記載の「課税所得金額（課税標準額）」が
「0円」（市民税・県民税が非課税）の場合は、2枚目の
「追記事項」は発行されません。
その場合は、1枚目のみ提出ください。



税務証明交付申請書について

「税務証明交付申請書」は、「所得証明書」を各区役所の納税課または出張所（西部・入部）、証明サービスコーナー（千早・天神）、博多区証明発行コーナーの各窓口で申請するための書類です。

コンビニ交付サービスでは、2枚目の「追記事項」が発行されないため、必ず窓口やオンライン申請、郵送請求で取得してください。

税務証明交付申請書に、所得証明書が必要な方の名前を記入し、申請してください。

【参考】 別紙②：税務証明交付申請書 記入見本

【注】 窓口に行かれる方の本人確認書類が必要です。

【参考】 運転免許証、健康保険証など

【注】 ① 申請をご家族や代理の方に委任される方は、

委任状欄への署名と委任者の本人確認書類が必要です。

【参考】 運転免許証やパスポートなど、写し可

② 窓口に行かれる代理の方も本人確認書類が必要です。

【参考】 運転免許証、健康保険証など

※証明年度に注意してください。

※ 所得証明書は、必ず2枚目の「追記事項」の発行も依頼してください。

2枚目発行にかかる手数料は発生しません。

但し、所得証明書1枚目に記載の「課税所得金額（課税標準額）」が「0円」（市民税・県民税が非課税）の場合は、2枚目の「追記事項」は発行されません。

※ オンライン申請、郵送請求で所得証明書を取得する場合は、利用目的のその他の欄に「奨学金」と記載してください。

福岡市役所での市税証明書取得の詳細については、福岡市ホームページをご覧ください。

「市税証明書を取るには 福岡市」で検索ください。

【ポイント】



① コンビニ交付サービスでは、2枚目の「追記事項」が発行されませんので、区役所等の窓口やオンライン申請、郵送請求で所得証明書を取得する必要があります。

② 所得証明書の代わりに「市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書」を添付することはできません。

所得証明書見本 1枚目

証 明 書

住所	福岡市中央区天神1丁目8番1号				氏名	福岡 花子		
令和7年度 市 県 民 税・ 森 林 環 境 税	市民税		県民税		森林環境税	年税額	記事	
	所得割	均等割	所得割	均等割				
	円	円	円	円	円	円		
	¥,000.00	¥,000.00	¥,000.00	¥,000.00	¥,000.00	¥,000.00		
【参 考】 税源移譲前 市 県 民 税	円	円	円	円	円	円		
	¥,000.00	¥,000.00	¥,000.00	¥,000.00	¥,000.00	¥,000.00		

令和 7 年度の市県民税の賦課の基礎となった令和 5 年中の総所得金額 ¥,000,000.00 円

令和 6 年中の所得等の内訳は次のとおりです。

給与収入	¥,000,000.00 円	所得控除合計	¥,000,000.00 円	控除対象配偶者及び
上記総所得金額の内訳		上記所得控除額の内訳		扶養親族の合計数
給与所得	¥,000,000.00 円	基礎控除	¥,000,000.00 円	人
		課税所得金額(課税標準額)	¥,000,000.00 円	
		総合課税分	¥,000,000.00 円	

貸与基準額を計算する際に必要です。
※課税所得金額(課税標準額)が「0円」の人は、下記の2枚目の「追記事項」は発行されません。

上 記 の と お り 相 違 い な い こ と を 証 明 し ま す 。
令和〇年〇月〇日
福岡市中央区長 〇〇〇〇 印

所得証明書見本 2枚目

証 明 書(追 記 事 項)

住所	福岡市中央区天神1丁目8番1号				氏名	福岡 花子		
----	-----------------	--	--	--	----	-------	--	--

総合分	税額控除前所得割額		税額控除額		調整控除	市民税		市民税	県民税
	市民税	県民税	市民税	県民税					
	¥,000.00 円	¥,000.00 円	¥,000.00 円	¥,000.00 円		¥,000.00 円	¥,000.00 円		

貸与基準額を計算する際に必要です。

上 記 の と お り 相 違 い な い こ と を 証 明 し ま す 。
令和〇年〇月〇日
福岡市中央区長 〇〇〇〇 印

8 選考・選考基準

1 選考

本会の奨学生選考基準等をもとに、奨学生願書等の内容を確認し、本会の理事会で採用内定者を決定します。

※奨学生願書の記載内容を確認するため、所得証明書の他に種々の証明書を求めることがあります。

2 選考基準

(1) 人物 高等学校等の正規の修業年限を終了するまでの期間、学習に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められる者を中学校長が推薦。

(2) 学力 高等学校等合格をもって、奨学生資格とみなす。

(3) 収入 (日本学生支援機構の基準を準用)

① 生計維持者とは

生徒の学費や生活費を負担する人を指し、原則父母（2人いる場合は、2人とも）。

② 貸与基準額の算定方法

各生計維持者の「課税標準額×6%－市町村民税調整控除額（※1）」を合算したうえで、下表の控除額を控除して算定する（100円未満切り捨て）。

※1 政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、市町村民税調整控除額に3/4を乗じた額となる。

条 件	控 除 額
生計維持者の扶養する子が2人を超えるもの	2人を超える子1人につき40,000円
生計維持者がひとり親であるもの	40,000円

*****貸与基準額算定上の注意*****

課税標準額は、令和6年（1月～12月）の収入に基づく令和7年度住民税情報により算出された金額とする。※所得証明書に記載のもの。

ただし、令和6年1月以降の就職・転職・失業等により収入状況に減収があった場合は、出願時点の収入状況に基づき算定する。※状況に応じて追加書類の提出が必要です。

③ 収入基準

算出した貸与基準額が189,400円以下であること。

貸与基準額－収入基準額が少ない者から順に、予算の範囲内で採用する。

9 選考結果通知

選考の結果は、**2月初旬に各中学校長をととして通知**します。

採用内定者は、本会が定めた期間内に、後記の借用手続きを

完了した後、正式に奨学生となります。



【採用内定取消となる場合】



- ① 借用手续前に保護者が市外に転居された場合
- ② 県外の高等学校等に進学された場合（通信制課程は除く）
- ③ 期間内に借用手続きをされない場合

なお、採用内定者の進学先等については、各中学校より本会に報告されます。

10 借用手続き

採用内定者には、採用内定通知書と共に、借用証書等、借用手続きに必要な書類を

配布しますので、指定された期日までに必ず本会に直接持参してください。

特別の理由なく期日までに提出のない場合は、採用内定取消となります。



借用手続きの際に、連帯保証人（本人の父母等親権者）1名を立てなければなりません。



11 採用されなかった場合等の提出書類の取扱い

提出書類は、申込後に採用されなかった場合、採用内定取消になった場合もしくは

申込後に辞退した場合も返却いたしません。本会が責任をもって破棄いたします。

12 借用手続期間

進学先が確定した人から順次、下記の3つの区分に分けて借用手続を行い、

入学資金と4月分の奨学資金を振り込みます。



【 奨学金振込口座 】

- ① 福岡銀行、西日本シティ銀行、ゆうちょ銀行の3行のみ
- ② 奨学生本人名義の普通預金口座のみ

① 私立専願等で私立高校に合格し、公立高校を受験しないため、当該私立高校に進学が確定した人。

- ※ 後に公立高校に進学したことが判明した場合には、直ちに奨学生の資格を失い、借用金額を一括返還していただきます。
- ※ 3月10日の振込を希望しない人は、②の期間で手続をしてもかまいません。
- ※ 公立高校推薦合格内定の人は、②の期間での受付となります。

借用手続き	振込予定日
2月中旬	3月10日（火）

② 公立高校を受験し、公立高校の合格発表をもって進学先が確定した人。

- ※ 公立高校に不合格となり、私立高校に進学する人を含みます。

借用手続き	振込予定日
3月中旬	4月10日（金）

③ ①②以外の人で、公立高校の補充募集合格などで進学先が確定した人。

借用手続き	振込予定日
4月上旬	4月30日（木）



【 2回目以降の振込について 】

- ・ 5月以降の奨学資金は、5月以降毎月10日に当月分を振り込みます。
- ・ 卒業する年度の3月分は、前月の2月に併せて振り込みます。
- ・ 振込日の10日が銀行休業日にあたる場合は、前営業日に振り込みます。

13 貸与の停止および廃止

奨学生が次の状況に該当するときは、奨学金の貸与が停止または廃止されます。

(1) 貸与の停止

 **留年などによる貸与期間の延長はありません。**

- ① 休学または長期にわたって欠席したとき（休学する場合は、休学期間中の貸与を停止します。）
- ② 学業または性行等の状況により指導上必要があると認めるとき
- ③ 本会が求める書類を正当な理由なく提出しなかったとき

 **卒業の年度に行っていたく、奨学金の返還手続き（秋頃を予定）を正当な理由なく行わなかった場合は、貸与を停止することがあります。**

(2) 貸与の廃止

- ① 本会で規定する奨学生としての資格を失ったとき（退学した場合は、貸与を廃止します。）
- ② 奨学生として適当でない事実があったとき
- ③ 疾病等のため成業の見込みがなくなったとき
- ④ 操行が不良となったとき
- ⑤ 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- ⑥ 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき

14 本会への届出

次に該当する場合は、必ず本会へ届け出ください。（1か月以内に届出）

- ① 学校を退学・休学するとき
- ② 転学（転科）するとき
- ③ 奨学金を辞退するとき
- ④ 奨学生本人または連帯保証人の住所・電話番号・勤務先等が変わったとき
- ⑤ 奨学生願書に記入した内容（家庭の状況等）が変わったとき

 **届出が遅れて奨学金の過誤借用が発生した場合、過誤借用分は直ちに返還していただくことになりますので、速やかに連絡してください。**

15 奨学生の学業および生活状況の確認

本会の奨学生の学業および生活状況について、調査書により在学高等学校長等とおして確認を行います。

【確認事項】

- ① 学業状況
- ② 生活状況
- ③ 他の公共団体、法人等が実施する奨学金との併給

16 返還

(1) 奨学金の返還方法

奨学金の返還は、原則として奨学生本人名義の銀行口座から**口座振替**の方法で毎月返還していただきます。

(2) 返還の開始時期と返還期間

奨学金の**借用終了後、6ヶ月が経過した後**、返還が始まります。

返還期間は、9年以内（私立学校卒業者の一部は12年以内）です。

ただし、借用期間が3年でない場合は、異なります。

(例) 借用期間が3年の場合

区分	奨学資金	借用総額	返還年数	年間返還額	1カ月あたり
	月 額	(入学資金含む)	(回数)		返還額
公立	18,000円	698,000円	9年 (108回)	77,640円 ただし第1年次は 76,880円	6,470円 ただし1回目は 5,710円
	15,000円	590,000円		65,640円 ただし第1年次は 64,880円	5,470円 ただし1回目は 4,710円
	10,000円	410,000円		45,600円 ただし第1年次は 45,200円	3,800円 ただし1回目は 3,400円
私立	25,000円	1,000,000円	12年 (144回)	83,400円 ただし第1年次は 82,600円	6,950円 ただし1回目は 6,150円
	15,000円	640,000円	9年 (108回)	71,160円 ただし第1年次は 70,720円	5,930円 ただし1回目は 5,490円
	10,000円	460,000円		51,120円 ただし第1年次は 51,040円	4,260円 ただし1回目は 4,180円

(3) 延滞の場合

借用を受けた奨学生本人が返還しない場合は、**連帯保証人が返還の責任を負うことになります。**

奨学金の返還を正当な理由なく怠った場合は、一括返還請求、法的手続、年3.0%の割合による遅延損害金の請求を行うことがあります。

また、返還金の督促に関して、督促ハガキの作成や督促架電等の業務委託を実施します。

その際、奨学生本人および連帯保証人の個人情報に必要に応じて提供されます。

(4) 返還が困難になった場合

卒業後、大学等に進学したときやその他やむを得ない事由によって返還することが困難になった場合は、本会の定めた手続きにより一定期間返還を猶予することがありますので、ご相談ください。

(5) 返還の免除

奨学生本人および連帯保証人がともに死亡、または精神もしくは身体の機能に著しい障がいを生じて労働能力を喪失する等のため、奨学金の返還が不能となったときは、届出によって返還未済額の全部、または一部の返還を免除することがあります。詳しくは、本会までお問い合わせください。

17 奨学生願書の記入について（表面）

奨学生願書は選考上、大切な資料ですので、現在の状況をありのまま記入してください。
虚偽の記載があった場合は、借用手続きを完了した後でも採用を取り消される場合があります。

願書		記入の仕方
A 欄	本人	① 申請者本人は、奨学金の借用を受ける生徒です。 ② 氏名を記入し、カタカナでフリガナをつけてください。 ③ 郵便番号と現住所を記入し、<u>マンション名</u>や<u>号室</u>まで書いてください。 ④ 電話番号は、自宅電話番号・<u>本人の携帯番号</u>を記入してください。 該当する電話がない場合は「<u>ナシ</u>」と記入してください。 ⑤ 進学希望校名は、<u>出願時現在において第1希望の学校名</u>を記入ください。 <u>福岡県内</u>の高等学校（ただし、通信課程は福岡県外を含む）、高等専門学校、専修学校高等課程、特別支援学校高等部に限ります。
	父母が扶養する家族	<u>父母が扶養</u>している人は、<u>同居・別居を問わず、全員記入</u>してください。 B 欄には、本人の記載は不要です。 父母について ① 勤務先名は、現在の勤務先（会社名など）、勤務先電話番号を記入してください。 現在失職中の場合には、<u>失職となった年月を記入</u>してください。 ② 確認のため、当会から保護者へ連絡する場合がありますので、必ず携帯番号を記入いただき、当会からの問い合わせに対応いただくようお願いします。 本人・父母を除く家族について ① 父母が扶養する家族全員の氏名・生年月日・同居別居の区分を記入してください。 ② 父母が扶養していない兄弟・祖父母等や、生別した人等は記入の必要はありません。 ③ 続柄は<u>本人からみた関係</u>を記入してください。



提出書類に不備があった場合や確認が必要な事項が生じた場合は、
福岡市教育振興会から保護者様（父母等の親権者）の携帯電話等に
「092-721-1709」から連絡が入りますので、ご対応いただきますようお願いいたします。 ※不在着信の場合は、折返しご連絡願います。

事前に福岡市教育振興会の電話番号を携帯に登録いただきますと

着信の確認がスムーズに行えます。



18 奨学生願書の記入について（裏面）

願書	記入の仕方
C 欄 所得証明書ではわからない事情	（１）生活保護を受給している場合 * 添付書類 * 保護受給証明書 ※世帯全員記載のもの（原本）  所得証明書は不要です。
	（２）父または母が失職（退職・廃業等） * 添付書類 * 解雇通知書、退職証明書【様式 A】、雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証（写し）等、失職が分かるいずれか 1 つ 個人事業の開業・廃業等届出書（写し）
	（３）令和 6 年 1 月以降に就職または転職 * 添付書類 * 年収（見込）額証明書【様式 B】または 直近 3 カ月分の給与明細の写し（余白に「賞与の有無」を記載）
	（４）令和 6 年 1 月以降に開業 * 添付書類 * 開業収入計算書（証明）【様式 C】と直近 3 カ月分の帳簿の写し （売上と経費が記載され、所得金額が推算できるもの）
	（５）収入が減少した ※ 令和 6 年 1 月以降に休職、災害（火災・風水害、盗難等の被害）を受け、収入が減少した場合も含む。 ① 給与収入の場合：該当者の年収（見込）額証明書【様式 B】または 直近 3 カ月分の給与明細の写し（余白に「賞与の有無」を記載） ② 自営業の場合：直近 3 カ月分の帳簿の写し（売上と経費が記載されているもの）
D・E 欄	D 家族の中で本会の奨学金を受けた人、または現在受けている人 家族の中で本会の奨学金を受けた人（借用中を含む）がいれば記入してください。 E 署名  「本人」「保護者」は、必ずそれぞれ自筆で署名してください。 日付は、願書記入日を記入してください。



選考に必要な書類がない場合は、**提出されている書類のみ**で選考を行いますのでご注意ください。

退職証明書

公益財団法人福岡市教育振興会会長 殿

氏名

上記の者は、 年 月 日付けで

当社を退職したことを証明します。

令和 年 月 日

事業主名（会社名）

印

切
り
取
り
線

年収（見込）額証明書

※この様式を提出する生計維持者の状況。（いずれかにチェックしてください）

- ☐ 令和6年1月2日以降に就職・転職・休職した。
- ☐ 複数の事業所から収入を得ており、うち一部の事業所に令和6年1月2日以降に就職した

公益財団法人福岡市教育振興会会長 殿

勤務者氏名 _____

採用年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

※令和6年1月1日以前に採用された場合は、この様式は使用できません。

給 与	※ 控除前の「総支給額」から「非課税分(交通費等)」を差し引いた金額を記入してください。
(月額) ※月によって変動がある場合は平均を算出してください。	※1年分の収入（見込み）金額が必要です。申込時点で1年に満たないときは、見込分を推計して記入してください。
円 × 12か月 = 円	
賞 与	
賞 与 ⇒ 有 ・ 無 （未定の場合も含む）	
※有の場合の支給年額 = 円	
給与（年額）と賞与の合計	円
《 備 考 欄 》	

上記のとおり証明します。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

事業所名（会社名） _____ ⑩

切り取り線

開業収入計算書（証明）

申込者氏名（生徒本人）

屋号（ある場合）

※令和6年1月1日以前に開業した場合、この様式は使用できません。

※申込時点からさかのぼって3ヶ月分（開業してから3ヶ月に満たない場合は開業した月から）の金額を記入してください。

	売 上	経 費	所 得 (売上－経費)
令和 年 月分	円	円	円
令和 年 月分	円	円	円
令和 年 月分	円	円	円

月平均額の算出

(A) + (B) + (C)

(月数)

(月平均額)

円 ÷ 3 = 円

----- 帳簿を提出できない場合は、以下の項目も記入してください -----

※ 帳簿を提出できない理由

記入日 令和 年 月 日

対象の生計維持者の署名

印

(開業した方)

切り取り線

19 Q & A

	Q 質問	A 回答
1	奨学金の申込資格がありますか？	保護者が福岡市民で、令和8年4月に福岡県内の高等学校（通信制課程は福岡県外を含む）、高等専門学校、専修学校高等課程、特別支援学校高等部に進学を希望する人。 ※詳細は、 2 頁「2 申込資格 ①・②」 を参照ください。
2	外国籍の場合、制限がありますか？	申込みができる在留資格に制限があります。 ※ 2 頁「2 申込資格 ②」 を参照ください。
3	併給とは何ですか？	本会の奨学金と同時に、他の公共団体や法人等からも奨学金を受けること。
4	併給はできますか？	原則として併給することはできません。 ※詳細は、 2 頁「3 他の奨学金との併給」 を参照ください。
5	奨学生願書は、どこに提出したらいいですか？	在学している中学校に、期限内に提出ください。
6	申込に必ず添付が必要な書類は何ですか？	(1)所得証明書と2枚目の追記事項（生計を維持している父母等親権者全員の分）または保護受給証明書（世帯全員記載のもの） ※所得証明書の「追記事項」は、課税所得金額（課税標準額）が「0 円」の場合は発行されません。 その場合は、1 枚目のみ提出。 (2)その他の添付書類。 ※(1)(2)の詳細は、 4 頁「7 申込みに必要な書類」 を参照ください。
7	「6」のその他の添付資料とは何ですか？	詳細は、 14 頁「18 奨学生願書の記入について（裏面）」 を参照ください。
8	収入が減った場合の書類を提出しなかったらどうなりますか？	提出された書類のみで選考を行います。
9	期日内に申込みしなかった場合、後から申込みできますか？	期日を過ぎた申込みはできません。
10	選考の結果はいつ分かりますか。	2月初旬に中学校長をとおして通知します。 ※詳細は、 8 頁「9 選考結果通知」 を参照ください。
11	採用内定になった後はどうしたらいいですか？	指定された期日に本会に直接来会して借用手続きしてください。 ※詳細は、 8 頁「10 借用手続き」 を参照ください。
12	借用手続きはいつ行えばいいですか？	進学先が確定した人から指定された期間に来会ください。 ※詳細は、 9 頁「12 借用手続き期間」 を参照ください。
13	奨学金が停止・廃止されることがありますか？	該当する事項がある場合は、停止・廃止となります。 ※詳細は、 10 頁「13 貸与の停止および廃止」 を参照ください。

※この「福岡市奨学金案内」の内容について不明な点がある場合は、
本会に問い合わせください。

公益財団法人福岡市教育振興会

福岡市中央区天神 1 丁目 8 番 1 号
福岡市役所行政棟 6 階

TEL 092-721-1709 Fax 092-721-1739
お問い合わせ受付時間 9:00～17:00（土日祝、年末年始除く）
